

平成 2 3 年度
先端研究助成基金
フォローアップ資料

平成 2 4 年 8 月 2 3 日
独立行政法人日本学術振興会

目 次

【概要】平成23年度における先端研究助成基金の管理・運用状況について

資料1	独立行政法人日本学術振興会における先端研究助成基金の管理・運用に係る業務体制	5
資料2	独立行政法人日本学術振興会基金管理委員会規程（平成21年9月10日規程第16号）	7
資料3	独立行政法人日本学術振興会基金管理委員会運用部会設置要項（平成21年9月10日）	9
資料4	独立行政法人日本学術振興会先端研究助成基金設置規程（平成21年11月27日規程第26号）	11
資料5	独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金並びに先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用に関する取扱要項（平成21年11月27日理事長裁定）	13
資料6	先端研究助成基金助成金（最先端研究開発支援プログラム）取扱要領（平成22年3月10日規程第2号）	17
資料7	先端研究助成基金助成金（最先端研究開発支援プログラム）における交付条件	23
資料8	平成23年度最先端研究開発支援プログラム研究課題別交付額等一覧	33
資料9	先端研究助成基金助成金（最先端・次世代研究開発支援プログラム）取扱要領（平成22年4月1日規程第13号）	35
資料10	先端研究助成基金助成金（最先端・次世代研究開発支援プログラム）における交付条件	39
資料11	平成23年度最先端・次世代研究開発支援プログラム（グリーン・イノベーション）研究課題別交付額等一覧	47
	平成23年度最先端・次世代研究開発支援プログラム（ライフ・イノベーション）研究課題別交付額等一覧	53
資料12	先端研究助成基金に係る管理費一覧	59
資料13-1	平成21年度及び22年度に係る先端研究助成基金のフォローアップの結果について	61
資料13-2	総合科学技術会議最先端研究開発支援推進会議における平成21年度及び22年度の先端研究助成基金のフォローアップへの対応について	65
参考資料1-1	平成23年度度監事監査結果報告	67
1-2	独立監査人の監査報告書	73

参考資料 2	独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号）抜粋	75
--------	---------------------------------------	----

平成23年度における先端研究助成基金の管理・運用状況について
(最先端研究開発支援プログラム及び最先端・次世代研究開発支援プログラム)

1. 管理・運用に係る業務体制（資料1）

先端研究助成基金については、基金の管理運営に関し必要な事項を審議する基金管理委員会（委員長は理事長）及び同運用部会を組織するとともに、管理・運用に係る業務を適切に実施するため、平成21年7月に審議役（基金担当）を設置する等の業務体制を整備した。その後、平成23年度に改組し、基金の管理・運用を行う「基金管理課」を置くとともに、最先端研究開発支援プログラム(FIRST)及び最先端・次世代研究開発支援プログラム(NEXT)を実施する「最先端研究助成課」を設置している。

2. 管理・運用に係る規程等の整備（資料2、3、4、5）

- ・平成21年9月10日（独）日本学術振興会基金管理委員会規程(H23.4.28改正)
- ・平成21年9月10日（独）日本学術振興会基金管理委員会運用部会設置要項(Ⅱ)
- ・平成21年11月27日（独）日本学術振興会先端研究助成基金設置規程
- ・平成21年9月10日（独）日本学術振興会における学術研究助成基金並びに先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用に関する取扱要項(H23.4.28改正)

3. 基金助成金の交付の状況等

(1) 最先端研究開発支援プログラム(FIRST)（資料6、7、8）

助成金の交付に当たっては、総合科学技術会議が決定した運用方針に基づいて文部科学大臣が定める「最先端研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金の運用方針」に則り、多年度にわたる柔軟な予算執行を可能とする「先端研究助成基金助成金(最先端研究開発支援プログラム)取扱要領」及び「先端研究助成基金助成金(最先端研究開発支援プログラム)における交付条件」を適切に整備した。また、総合科学技術会議が決定した中心研究者、研究課題(30課題)、研究支援担当機関(16機関)に対して交付決定(平成22年3月25日)を行った。その後、各年度ごとに必要となる額を交付請求に基づき適切に交付した。

これまでの交付額等は以下のとおりである。

・交付決定額	30課題（16機関）	99,875,000,000円
【21年度】		
・助成金交付額	28課題（14機関）	15,784,741,123円
【22年度】		
・助成金交付額	30課題（16機関）	16,585,809,076円
【23年度】		
・助成金交付額	30課題（16機関）	25,849,044,398円

上記のとおり、交付決定額に対して、平成21年度から平成23年度までに約582億円（交付決定額の58%）を交付し、平成23年度までの執行済額は約500億円（交付額に対する執行率86%）となる見込みである。

約82億円の執行残額については、主に東日本大震災やタイでの洪水被害による調達遅延、研究員採用の精査による採用人数の減少等の理由により執行が遅れて

いるが、平成24年度の年度計画の実施にあたっては、執行残額を含めた執行計画により適切に交付請求を行うよう請求時において指導しているところであり、各機関における不必要な経費の滞留が発生しないよう努めているところである。

(2) 最先端・次世代研究開発支援プログラム(NEXT) (資料9、10、11)

助成金の交付にあたっては、総合科学技術会議が決定した運用方針に基づいて文部科学大臣が定める「最先端・次世代研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金の運用基本方針」に則り、多年度にわたる柔軟な予算執行を可能とする「先端研究助成基金助成金(最先端・次世代研究開発支援プログラム)取扱要領」及び「先端研究助成基金助成金(最先端・次世代研究開発支援プログラム)における交付条件」を適切に整備した。また、総合科学技術会議が決定した研究者及び研究課題(329課題)に対して交付決定(平成23年3月10日)を行った。その後、各年度ごとに必要となる額を交付請求に基づき適切に交付した。

これまでの交付額等は以下のとおりである。

・ 交付決定額	329 課題	48,347,146,851 円	※
【22年度】			
・ 助成金交付額	329 課題	22,715,041,700 円	
【23年度】			
・ 助成金交付額	31 課題	591,628,700 円	

※ 平成23年度中に2課題が補助事業を廃止したため、当初の交付決定額48,609,600,000円から変更を生じている。

上記のとおり、交付決定額に対して、平成22年度から平成23年度までに約233億円(交付決定額の48%)を交付し、平成23年度までの執行済額は約188億円(交付額に対する執行率81%)となる見込みである。

約45億円の執行残額については、主に東日本大震災による機器の納入の遅れや購入予定機器の販売が延期されたこと、購入機器の変更(仕様の見直し等)により納品に遅れが生じたこと、研究体制の整備に際して研究員等の適任者を雇用することができなかつたなどによって執行の遅れが生じているが、平成24年度の年度計画の実施にあたっては、執行残額を含めた執行計画により適切に交付請求を行うよう請求時において指導しているところであり、補助事業者が所属する各機関において不必要な経費の滞留が発生しないよう努めているところである。

4. 基金の管理状況等

(1) 基金の管理状況

基金の管理にあたっては、基金の執行状況等の透明性を図る観点から、運営費交付金などの一般勘定とは別に、特別の勘定として「先端研究助成業務勘定」を設け、適正に区分経理を行っている。

基金の資金運用については、日本学術振興会法附則第2条の2第3項の規定に基づき基金管理委員会及び基金管理委員会運用部会において定められた基金の運用に関する取扱要項に則り、安全性の確保を最優先に、流動性の確保や収益性の向上にも留意した基金の運用を行った。

平成21～23年度の基金の収支と残額については以下のとおりである。

(単位：百万円)

年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
支 出	助成総額(a)	15,785	39,301	26,441	81,526
	最先端研究開発支援プログラム	15,785	16,586	25,849	58,220
	最先端・次世代研究開発支援プログラム	-	22,715	592	23,307
	管理費(b)	53	370	155	578
収 入	利 息 (c)	23	450	236	709
	雑収入(d)※	-	1	54	55
支出総額(a+b-c-d)		15,815	39,220	26,305	81,340
基金の残額		134,185	94,965	68,660	-

※「雑収入」の内容は、以下のとおりである。

- ① 前年度の執行状況調査において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合する額を超えた支出を確認したことにより、振興会に返納された助成金。
- ② 補助事業の廃止に伴い、交付すべき助成金の額の確定を行った結果、振興会に返納された助成金。

(2) 管理費 (資料 1 2)

① 平成21年度

人件費 36,384 千円
物件費 16,933 千円
計 53,317 千円

(概要)

- ・人件費は、本業務のために新たに雇用した費用。
- ・物件費の主な支出は、事務室の賃借料、事務室改修工事費、事務用什器・消耗品、複写機保守料など。

② 平成22年度

人件費 122,789 千円
物件費 247,645 千円
計 370,434 千円

(概要)

- ・人件費の増加要因は、新たに最先端・次世代研究開発支援プログラムが創設されたことに伴う組織拡充によるもの。
- ・物件費の主な支出は、最先端・次世代研究開発支援プログラム公募・審査のための諸経費と必要な事務室の賃借料など。

③ 平成23年度

人件費 117,390 千円
物件費 37,253 千円
計 154,643 千円

(概要)

- ・人件費は、本業務に係る職員の給与及び賞与。
- ・物件費の主な支出は、事務室の賃借料、職員旅費、消耗品、複写機保守料など。減少要因は前年度実施した最先端・次世代研究支援プログラムに係る審査業務が無かったため。

- (注) ・人件費は、本業務に係る常勤職員の給与等。
・物件費は、謝金などの審査のための経費及び本業務を行うために必要な事務室の賃借料、職員旅費、消耗品など。

(3) 先端研究助成基金による助成金の執行管理状況

最先端研究開発支援プログラム(FIRST)及び最先端・次世代研究開発支援プログラム(NEXT)において各補助事業者へ配分した交付額の執行状況については、振興会に提出された実施状況報告書を確認するとともに、必要に応じて行う現地調査により収支簿等関係書類の確認や設備の現物確認を行うなど適切な執行管理に努めている。

なお、最先端研究開発支援プログラム(FIRST)の支援を受けた研究者について経費の執行に疑義を生じられる事案が生じており、日本学術振興会としては、研究支援担当機関及び当該研究者の所属していた研究機関に対して最先端研究開発支援プログラム(FIRST)関連の経費の執行について調査・報告を行うことを求めている。日本学術振興会として、今後、報告を受け、その内容を精査するとともに、現地調査などにより最先端研究開発支援プログラム(FIRST)の経費の執行状況につき確認を行うこととしている。その結果、必要な場合には当該研究機関や研究支援担当機関の執行管理について指導等を行うとともに、本プログラムの交付を受けている他の研究支援担当機関及び研究機関に対し、経費の適切な執行に万全を期すよう執行管理の充実について検討することとしている。

(参考：平成22年度執行状況現地調査実績（平成23年度実施）)

① 最先端研究開発支援プログラム(FIRST)

研究支援担当機関（全16機関）を中心に執行額が高額であった共同事業機関（3機関）を含む19機関

② 最先端・次世代研究開発支援プログラム(NEXT)

設備備品の購入実績のあった研究課題を有する研究機関を中心とする31機関（93研究課題）

※ 併せて、23年度中に補助事業を廃止した2課題についても額の確定調査を実施

5. 前年度実施したフォローアップ結果に対する対応状況（資料13）

【指摘事項】

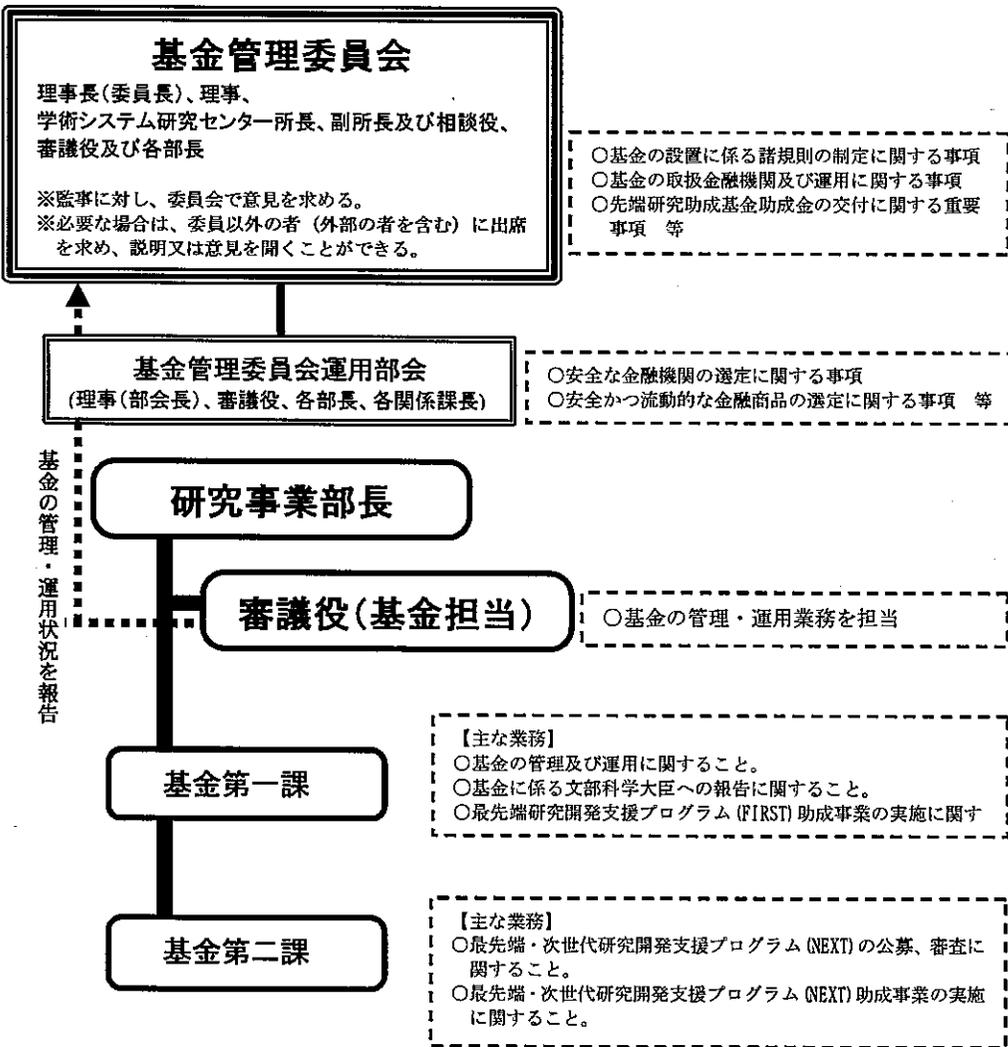
- (1) 金融機関から引合書を徴収する場合は公募により行うこと。
- (2) 金融商品等の選定に関し調査審議する基金管理委員会運用部会で、積極的に外部専門家の意見を聴取すること。

【対応状況】

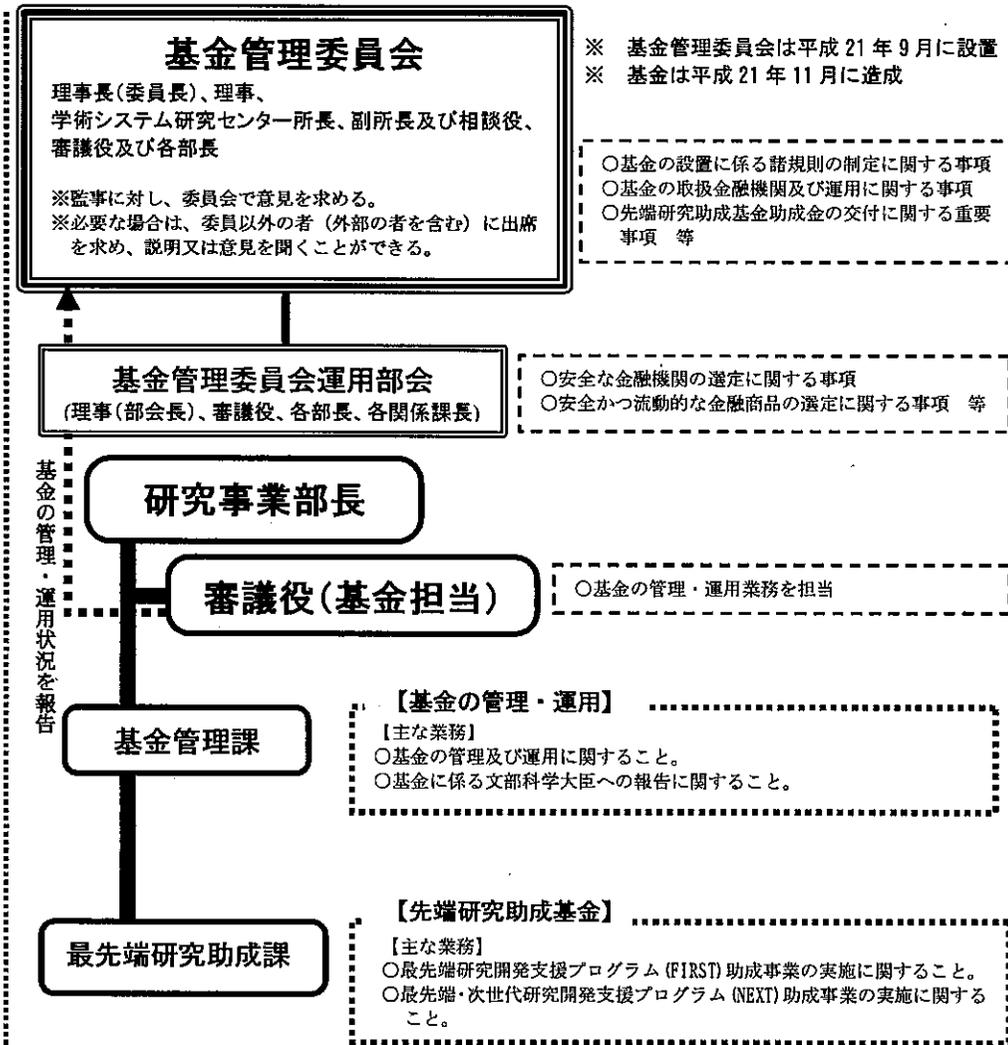
- (1) 上記指摘事項のうち「引合書を徴収する場合は公募により行うこと。」については、平成24年2月に基金管理運用部会、3月に基金管理委員会にて諮り、引合いに参加できる格付等の条件を示して金融機関を随時公募し、参加の申し込みがあった金融機関に対して、その都度指名競争方式により引合いを実施することとした。
- (2) 上記指摘事項のうち「積極的に外部専門家の意見を聴取すること。」については、平成24年2月の基金管理運用部会において、運用方法について外部専門家の意見を聴取した。その上で、今後の資金運用においては、残存期間や利回りの優位性を踏まえ、基金の安全性及び流動性の確保を前提とした現行の運用方針を継続することとした。

独立行政法人日本学術振興会における先端研究助成基金の管理・運用に係る業務体制

【平成 22 年度】



【平成 23 年度より、新たな業務体制で基金の管理・運用を実施】



平成22年度の基金の管理・運用体制関係

独立行政法人日本学術振興会組織規程（抜粋）

〔平成15年10月1日
規程第2号〕

改正 平成22年3月31日規程第5号

（審議役）

第3条 振興会に、審議役を置くことができる。

2 審議役は、上司の命を受けて振興会の業務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（研究事業部の事務）

第8条 研究事業部の研究事業課、研究助成第一課、研究助成第二課、基金第一課及び基金第二課においては、次の事務をつかさどる。

一～三（略）

四 基金第一課

- (1) 先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の管理及び運用に関すること。
- (2) 先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金に係る文部科学大臣への報告に関すること。
- (3) 最先端研究開発支援プログラムと若手研究者海外派遣事業の間の連絡調整に関すること。
- (4) 最先端研究開発支援プログラムの連絡調整に関すること。
- (5) 最先端研究開発支援プログラムの交付に関すること（基金第二課の所掌に属するものを除く。）。

五 基金第二課

- (1) 最先端・次世代研究開発支援プログラムの公募、審査に関すること。
- (2) 最先端・次世代研究開発支援プログラムの交付、評価に関すること。

平成23年度の基金の管理・運用体制関係

独立行政法人日本学術振興会組織規程（抜粋）

〔平成15年10月1日
規程第2号〕

改正 平成23年4月28日規程第23号

（審議役）

第3条 振興会に、審議役を置くことができる。

2 審議役は、上司の命を受けて振興会の業務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（研究事業部の事務）

第8条 研究事業部の研究事業課、基金管理課、研究助成第一課、研究助成第二課及び最先端研究助成課においては、次の事務をつかさどる。

一（略）

二 基金管理課

- (1) 学術研究助成基金並びに先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の管理及び運用に関すること。
- (2) 学術研究基金並びに先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金に係る文部科学大臣への報告に関すること。

三～四（略）

五 最先端研究助成課

- (1) 最先端研究開発支援プログラム及び最先端・次世代研究開発支援プログラムに係る連絡調整に関すること。
- (2) 最先端研究開発支援プログラム及び最先端・次世代研究開発支援プログラム並びに若手研究者海外派遣事業の間の連絡調整に関すること。
- (3) 最先端研究開発支援プログラムの交付に関すること。
- (4) 最先端・次世代研究開発支援プログラムの公募、審査に関すること。
- (5) 最先端・次世代研究開発支援プログラムの交付に関すること。
- (6) 最先端・次世代研究開発支援プログラムの評価に係る連絡に関すること。

独立行政法人日本学術振興会基金管理委員会規程

(平成21年9月10日規程第16号)

改正 平成22年6月30日規程第18号

改正 平成23年4月28日規程第27号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「法」という。）第18条第1項により、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に設置される学術研究助成基金並びに法附則第2条の2により振興会に設置される先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金（以下「基金」という。）の管理運営に関し、必要な事項を審議する基金管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及びその運営等について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 基金の設置に係る諸規則の制定に関する事項
- 二 基金の取扱金融機関及び運用に関する事項
- 三 学術研究助成基金助成金の交付に関する重要事項
- 四 先端研究助成基金助成金の交付に関する重要事項
- 五 研究者海外派遣基金助成金の交付に関する重要事項
- 六 その他基金の管理運営に関する必要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 理事長
- 二 理事
- 三 学術システム研究センター所長、副所長及び相談役
- 四 審議役及び各部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務